

京都市告示第 277 号

平成 27 年 3 月 31 日京都市告示第 656 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を平成 27 年 8 月 1 日から次のように改めます。

平成 27 年 7 月 24 日

京都市長 門川 大作

「

西野山市営住宅	第 4 棟	101 号から 109 号まで, 201 号, 203 号から 205 号まで及び 207 号 から 209 号まで	0.8324
		202 号及び 206 号	0.9524
		408 号	0.9024
		その他	0.7824

」

を

「

西野山市営住宅	第 4 棟	202 号, 206 号及び 408 号	0.9524
		その他	0.8324

」

に,

「

西野山市営住宅	第 6 棟	101 号から 110 号まで及び 201 号から 210 号まで	0.8324
		その他	0.7824
	第 7 棟	101 号から 109 号まで, 201 号 及び 203 号から 209 号まで	0.8324
		202 号	0.9524
	308 号及び 402 号	0.9024	

		その他	0.7824
	第8棟	101号から109号まで, 201号, 202号, 204号及び206号から 209号まで	0.8324
		203号及び205号	0.9524
		505号	0.9024
		その他	0.7824

」

を

西野山市営住宅	第6棟	全戸	0.8324
	第7棟	202号, 308号及び402号	0.9524
		その他	0.8324
	第8棟	203号, 205号及び505号	0.9524
		その他	0.8324

」

に,

西野山市営住宅	第11棟	101号から109号まで, 201号か ら205号まで及び207号から209 号まで	0.8324	
		206号	0.9524	
		407号, 409号及び508号	0.9024	
		その他	0.7824	
	第12棟	101号から104号まで, 106号 から109号まで及び201号から 209号まで	0.8324	

		105 号	0.9524
		301 号及び309 号	0.9024
		その他	0.7824

」

を

「

西野山市営住宅	第11 棟	206 号, 407 号, 409 号及び 508 号	0.9524
		その他	0.8324
	第12 棟	105 号, 301 号及び309 号	0.9524
		その他	0.8324

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)